茨木市不当要求行為等防止対策委員会要綱

（趣旨）

第１　この要綱は、茨木市不当要求行為等防止に関する要綱（平成18年４月20日実施）第３第２項の規定に基づき、茨木市不当要求行為等防止対策委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２　委員会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 不当要求行為等の予防及び防止に関すること。

(2) 不当要求行為等の排除対策に関すること。

(3) 不当要求行為等に関する市長への報告

(4) 関係機関との連絡調整に関すること。

(5) その他不当要求行為等について必要な事項

（組織）

第３　委員会は、次の表に掲げる職にある者をもって組織する。

副市長　水道事業管理者　教育長　議会事務局長　総務部長　危機管理監　企画財政部長　市民文化部長　福祉部長　健康医療部長　こども育成部長　産業環境部長　都市整備部長　建設部長　会計管理者　消防長　水道部長　教育委員会教育総務部長　同学校教育部長

（委員長等）

第４　委員会に委員長及び副委員長各１人を置く。

２　委員長は、総務部担当副市長の職にある者を、副委員長は、副市長の職にある者をもって充てる。

３　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５　会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第６　委員会の庶務は、総務部において処理する。

（秘密の保持）

第７　委員会の委員及び会議に出席した者は、委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（その他）

第８　この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、平成18年４月20日から実施する。

附　則

この要綱は、平成19年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成20年７月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成22年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成25年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から実施する。